

# 会 員 規 程

2017年4月1日制定

## (会員の種別)

第1条 会員の種別は定款第6条、第7条に基づき、以下のとおりとする。

会員(個人) 一般社団法人日本コンストラクションマネジメント協会(以下協会とする)の事業に賛同する個人であって、協会の倫理規程に同意して、理事会の定めるところにより申し込みをし、承認されたもの。

会員(団体) 協会の事業に賛同する団体(法人の一部門を含む)であって、協会の倫理規定に同意して、理事会の定めるところにより申し込みをし、承認されたもの。

## (会員の義務・権利)

第2条 会員は、定款第8条および会費規程に定める会費を納めなければならない。

第3条 会員は、倫理規定に定めるところを遵守しなければならない。

第4条 会員の権利は、定款と理事会の定める諸規程に基づき、以下のとおりであって、そのものに専属する。

会員は、他の会員と等しく理事及び監事の選挙権および被選挙権を持つ。

(定款第23条および選挙規程による)

会員は、総会に出席して意見を述べる権利及び総会における議決権を持つ。

(定款第12条、第13条、第17条、第18条による)

会員は、機関誌(定款第4条(4))の配布を受ける。

会員は、委員会(定款第52条)に出席して意見を述べる権利を持つ。

会員は、協会のウェブサイト(定款第4条(事業))の会員専用ページを閲覧することができる。

会員および、会員(団体)の団体に所属する個人は、協会が主催する事業(定款第4条(事業))に参加するにあたり、個々の事業において定める特典を受けることができる。

会員および、会員(団体)の団体に所属する個人は、協会が刊行する図書(定款第4条(事業)(6))を購入するにあたり、個々の図書において定める特典を受けることができる。

会員および、会員(団体)の団体に所属する個人は、協会が主催する資格試験(定款第4条(事業)(5))受験において、別に定める特典を受けることができる。

## (会員情報の届け出および更新)

第5条 会員は、入会に当たって会員の種別ごとに別に定める書式の会員情報を届け出なければならない。また、その内容に変更が生じた場合は、速やかに更新された情報を届け出なければならない。

## (施行)

第6条 この規程は2017年4月1日よりこれを施行する。